定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月二十八日

名古屋市中川区富川町一丁目一番地の二八

株式会社コトジョー

代表取締役　永田　尚也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月二十八日

沖縄県那覇市字鏡水一五〇番地那覇空港ビルディング　沖縄ディーエフエス株式会社

代表取締役　コック・ヘイ・マイケル・ワン

限定承認公告

本籍千葉県船橋市薬園台四―九、最後の住所千葉県船橋市薬園台三―一六―五八ートフィールズ二〇五　被相続人　亡　中村　弘平

右被相続人は令和八年五月十四日死亡し、その相続人は令和八年九月九日千葉家庭裁判所市川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十八日

千葉県船橋市薬園台三―一六―五八ートフィールズ二〇五

相続財産清算人　中村　英美

限定承認公告

本籍大阪府大阪市浪速区難波中三丁目四番、最後の住所東京都江戸川区西葛西五―八―三七〇六号　被相続人　亡　細井　元恵

右被相続人は令和八年六月十五日死亡し、その相続人は令和八年九月九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十八日

大阪府大阪市浪速区難波中三丁目四番四一号

限定承認者　細井　寛

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

また、存続会社である甲は、資本金の額を三億四千二万五千円減少し、三千百万円とすることにいたしました。

この合併又は資本金の額の減少に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月二十日

掲載頁　一一二頁（号外第一八六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月二十日

掲載頁　一一五頁（号外第一八六号）

令和八年九月二十八日

三重県津市栄町三丁目一二三番地一

（甲）株式会社ソフトムホールディングス

代表取締役　畑野　悦哉

東京都文京区小日向四丁目二番六号

（乙）ソフトム株式会社

代表取締役　奥脇三千夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十六億五百六十九万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/14430/14430.html

令和八年九月二十八日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ＳｉｌｋＲｏａｄ　Ｃｅｎｔｒａｌ特定目的会社

取締役　福永　隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月六日

掲載頁　五十九頁（号外第二四五号）

令和八年九月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　アスター特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月六日

掲載頁　五十九頁（号外第二四五号）

令和八年九月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ２０ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二百七十九億二千三十八万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和八年四月二十七日付官報号外第九十八号の一〇八頁に掲載されています。

令和八年九月二十八日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　勝どきプロパティ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金一億五千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十九日

掲載頁　二十九頁（号外第十一号）

令和八年九月二十八日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

Ｄｉｏｎｙｓｕｓ特定目的会社

取締役　中村　武

訂正公告

令和八年八月十四日（号外第一八二号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、「資本金の額を二百万円減少し一千万円とする」とあるは「資本金の額を六百五十万円減少し五百五十万円とする」の誤りにつき訂正します。

令和八年九月二十八日

千葉県習志野市津田沼六丁目一三番九号

金二商事株式会社

代表取締役　三橋　治久

訂正公告

医療法人社団小阪内科クリニックに係る令和八年九月一日（号外第一九五号）掲載の解散公告（第一回）、同年九月八日（号外第二〇〇号）掲載の解散公告（第二回）、同年九月十五日（号外第二〇五号）掲載の解散公告（第三回）中、「社員総会の決議により」とあるは「社員の欠亡により」の誤りにつき訂正します。

令和八年九月二十八日

奈良県磯城郡田原本町大字新町五二番地三

医療法人社団小阪内科クリニック

清算人　小阪　俊文

取消公告

令和八年八月二十四日掲載の福岡地方裁判所に係る令和八年（フ）第九〇三号破産手続廃止及び免責許可決定は取り消します。

正　誤

ページ	段	行	誤	正
八一	一	終りから一三	２６５１番地	２０００番地

令和八年八月二十八日掲載の山口家庭裁判所周南支部に係る令和八年（家）第五〇二三号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
九三			九河村　孝江	河元　孝江

令和八年九月一日掲載の岐阜家庭裁判所に係る令和八年（家）第四三九号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中

（原稿誤り）